

# 下地島土地利用基本計画

〈参考〉

平成元年7月21日 策定  
平成10年3月31日 第一次改訂  
平成24年2月20日 土地利用ゾーンの面積を相互調整

平成24年2月

沖縄県



## 目 次

I はじめに .....	1
1 下地島土地利用基本計画（平成元年）策定の背景 .....	1
(1) 下地島空港建設の経緯 .....	1
(2) 下地島空港の概要 .....	2
2 平成元年策定の下地島土地利用基本計画の概要 .....	3
(1) 計画策定の背景と意義 .....	3
(2) 基本方針 .....	3
(3) 土地利用区分 .....	3
(4) 土地所有区分 .....	3
II 伊良部町の現状及び地域特性 .....	5
1 伊良部町の現状 .....	5
(1) 地理的条件 .....	5
(2) 人口 .....	5
(3) 産業構造 .....	8
2 伊良部町を取り巻く環境 .....	11
(1) 上位計画における位置付け .....	11
(2) 伊良部町総合計画における位置づけ .....	14
III 下地島土地利用基本計画の見直しについて .....	15
1 見直しの必要性 .....	15
(1) 経済・社会環境の変化への対応 .....	15
(2) 過疎化・高齢化の進展への対応 .....	15
(3) 伊良部町における新たな利用計画 .....	16
2 基本方針 .....	16
3 宮古圏域における伊良部町の位置付け .....	17
4 土地利用計画 .....	18
(1) 土地利用区分 .....	18
(2) 土地利用計画のゾーニング .....	20
5 事業の推進について .....	21



## I はじめに

下地島空港は、昭和54年7月、我が国唯一の大型航空機の乗員訓練機能を具備した第3種空港として開港した。工事着手以来25年が経過し、その間、伊良部町の就業形態を変化させるなど、地域振興に大きな影響を与えてきた。

県は、空港誘致に際し、空港機能と広大な周辺公有地を活用した振興開発に大きな期待を寄せ、「下地島土地利用基本計画」を策定し、事業導入を促進してきたが、諸般の情勢から所期の目的を十分に達成したとはいえない状況にある。

下地島空港と空港周辺公有地を活用した振興開発は、計り知れない可能性を有しており、伊良部町を含む宮古圏域の発展に大きく貢献するといつても過言ではない。このため、平成元年7月に策定した「下地島土地利用基本計画」をより実効性のあるものとするとともに、社会経済情勢の変化や県計画との整合性等を勘案し、見直すこととする。

### 1 下地島土地利用基本計画（平成元年）策定の背景

#### (1) 下地島空港建設の経緯

我が国においては、昭和30年代から航空需要の伸びが著しく、それに対応して旅客機も大型化・ジェット化へと進展していった。しかし、これに対応した乗員を訓練する飛行場が国内になく、米国等で訓練している状況にあった。

このようなことから、昭和40年6月の行政監察結果で「訓練飛行場の確保に努める必要がある。」との勧告がなされた。これを受けて運輸省は調査を実施し、昭和41年に訓練飛行場設置に当たっては、伊良部町下地島が最も優れた立地条件を備えていると判断した。

当時の琉球政府は、離島振興の観点から昭和44年11月に同訓練飛行場の誘致を決定し、昭和47年4月から実質的に

空港建設に着手、昭和54年に完成した。

下地島空港の開港及び下地島土地利用基本計画策定に至るまでの経緯は、次のとおりである。

昭和40年6月：行政管理庁が、民間航空機乗員訓練用飛行場の必要性を勧告

昭和43年10月：運輸省が訓練飛行場設置のための調査を実施し、下地島を適地と判断

昭和46年11月：琉球政府と地主会との間で用地買収についての確認書を締結

昭和47年4月：下地島訓練飛行場建設に着手

昭和59年1月：県は伊良部町に対し「下地島土地利用に関する指針（案）」を提示

昭和59年4月：県は運輸省に対し「下地島土地利用に関する指針（案）」を説明

昭和63年4月：伊良部町は「下地島土地利用計画」を県に提出

平成元年7月：「下地島土地利用基本計画」知事決裁

## (2) 下地島空港の概要

### 主要施設規模

・飛行場総面積（告示面積）	3,615,000m <sup>2</sup>
・着陸帶（長さ3,120m×300m）	936,000m <sup>2</sup>
・滑走路（長さ3,000m×60m）	180,000m <sup>2</sup>
・誘導路（長さ3,880m×30m）	116,400m <sup>2</sup>
・エプロン面積	129,000m <sup>2</sup>

## 2 平成元年策定の下地島土地利用基本計画の概要

### (1) 計画策定の背景と意義

下地島の土地利用は、空港としての利用が主体となっているものの、その背後に広大な未利用地が存している。

この活用を図るために、県は第2次沖縄振興開発計画における「沖縄振興開発の課題と展望」において「下地島空港を含めた下地島の有効利用を検討することとした。さらに、昭和61年12月に「下地島土地利用に関する指針」を策定し、下地島空港の残地及び隣接する町有地を含む下地島全体の開発の基本方向を明示した。

これを受け伊良部町は、昭和63年3月に「下地島土地利用計画」を策定した。

県は、以上の経緯を踏まえ、先に策定した「下地島土地利用に関する指針」を基本としながら、伊良部町が提示した「下地島土地利用計画」の趣旨を踏まえ、平成元年7月に「下地島土地利用基本計画」を策定した。

### (2) 基本方針

下地島の土地利用については、民間活力の導入を図るとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、県土の均衡ある発展に資することを基本方針とした。

### (3) 土地利用区分

ア 農業関連用地	181.0 h a
イ 観光関連用地	176.0 h a
ウ その他	608.0 h a
(ア) 空港及び航空関連用地	362.0 h a
(イ) 空港関連就業者用地（さしばの里）	10.0 h a
(ウ) 緑化関連用地	166.0 h a
(エ) 開発保留地	70.0 h a
計	965.0 h a

### (4) 土地所有区分

下地島の土地所有状況をみると次表のとおりである。

表 I-1 土地の所有区分

利用区		告示内(空港用地)		告示外(残地)		合計	
所有区分	筆数	数量m <sup>2</sup>	構成比(%)	筆数	数量m <sup>2</sup>	構成比(%)	筆数
国有地	65	3,495,414	96.7	345	3,711,363	61.5	410
(行政財産)	(65)	(3,495,414)	(96.7)	(3)	(8,280)	(0.1)	(68)
(普通財産)				(342)	(3,703,083)	61.4	(342)
国有地	13	15,782	0.4	1	4,327	0.1	14
町有地	2	11,600	0.3	175	1,912,135	31.7	177
個人有地	54	92,204	2.6	112	162,526	2.6	166
海部分					244,649	4.1	244,649
合計	134	3,615,000	100.0	633	6,035,000	100.0	767
							9,650,000
							100.0

資料:土木建設部空港課

平成8年8月1日

## II 伊良部町の現状及び地域特性

### 1 伊良部町の現状

#### (1) 地理的条件

伊良部町は、宮古群島の中にあって北緯24度44分、東経125度08分に位置し、伊良部島と下地島の2つの島からなる離島である。

東に太平洋、西に東シナ海が存し、東南約4kmには宮古本島平良市、295km北には沖縄本島がある。また、南西100kmには石垣島がある。

総面積は、39.20Km<sup>2</sup>（伊良部島 29.55Km<sup>2</sup>、下地島 9.65Km<sup>2</sup>）で、伊良部島は小高い丘陵地形をなし、標高88.8mの伊良部島東側の牧山から北西に緩やかに傾斜している。また、下地島は全体的に平坦で、標高10m程である。

両島間に幅40m～100m程の水道域が南北にはしり、特有の自然景観を醸しだしている。

気候は高温多湿な亜熱帯海洋性気候で、年間平均気温は摂氏23度、年平均湿度は80%、年間降水量は2,000mm前後で、四季をとおして温暖な地域である。

海浜部には、佐和田の浜、渡口の浜など美しい砂浜が残っており、珊瑚礁やイノ－が発達し、自然環境に恵まれている。平成7年9月には、伊良部島、下地島とも伊良部県立自然公園に指定され、更に、平成8年には佐和田の浜が「日本の渚百選」に選ばれた。

#### (2) 人口

伊良部町の人口推移を国勢調査でみると、表II-1のとおりである。

人口は昭和50年以降減少傾向にあり、特に平成2年以降は急激に減少している。

人口や世帯数の増減の社会的要因として、昭和35年から

昭和45年にかけては、我が国高度経済成長に伴う求人増加等により、雇用の場を求めて若者を中心に入口の流出がみられた。またその反面、昭和45年から昭和60年の間には、南方かつお漁の豊漁、さらには、下地島空港の建設と本土復帰に伴う社会資本整備のための大型公共投資等で、島内で雇用の場が確保されたことにより、人口が安定的に推移した。その結果、町制を施行できるまでになった。

しかし、昭和60年以降、南方かつお漁の衰退と沿岸漁業の不振、大型公共投資の減少等により、再び雇用の場を求めて本土大都市等への労働力人口の流出が進んでいった。

また、恒常的な人口減少の要因として、進学に伴う新規学卒者の島外転出とあわせて近年の少子化傾向もその要因の一つになっている。

これら若者数の激減と高齢化の進展に伴う高齢者比率の増加により、平成9年4月には過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域に指定された。

表 II - 1 人口の推移

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年			
	実数	人	実数	増減率	人	%	実数	増減率	人	%	実数	増減率	人	%	実数	増減率	人	%
総数	10,790	10,263	△ 4.9	9,132	△ 11.0	9,164	0.4	9,153	△ 0.1	9,035	△ 1.3	8,031	△ 11.1	7,145	△ 11.0	—	—	
0歳～14歳	5,205	4,982	△ 4.3	4,220	△ 15.3	3,167	△ 25.0	2,791	△ 11.9	2,493	△ 10.7	1,904	△ 23.6	1,376	△ 27.7	—	—	
15歳～64歳	5,023	4,621	△ 8.0	4,199	△ 9.1	5,157	22.8	5,382	4.4	5,447	1.2	4,849	△ 11.0	4,240	△ 12.6	—	—	
うち																		
(a) 15歳～29歳	1,870	1,511	△ 19.2	1,089	△ 27.9	2,121	94.8	2,185	3.0	1,875	△ 14.2	1,311	△ 30.1	1,049	△ 20.0	—	—	
65歳以上	(b)	562	660	17.4	713	8.0	840	17.8	980	16.7	1,095	11.7	1,278	16.7	1,529	19.6	—	—
(a)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
若年者比率	17.3	14.7	—	11.9	—	23.1	—	23.9	—	20.8	—	16.3	—	14.7	—	—	—	—
(b)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
高齢者比率	5.2	6.4	—	7.8	—	9.2	—	10.7	—	12.1	—	15.9	—	21.4	—	—	—	—

資料：国勢調査

### (3) 産業構造

伊良部町の産業構造を平成7年の国勢調査の就業者数でみると表Ⅱ-2のとおりで、第1次産業が1,351人（比率41.3%）、第2次産業が653人(20.0%)、第3次産業が1,261人(38.6%)となっている。

第1次産業の就業者は、農漁業を中心とするものの減少傾向にあり、その要因として、農業、漁業とも経営基盤の脆弱さ、後継者不足、流通コスト比率の高さ等の共通した問題が挙げられる。更に、農業従事者が減少した大きな要因は、基幹作物であるサトウキビ価格の低迷等による農業所得の低さが考えられる。また、漁業に関しては、南方かつお漁の衰退と沿岸漁業の不振による従事者の減少がみられる。第1次産業の就業者については、今後とも後継者不足と高齢化により、就業者が減少することが懸念され、その対策は急務となっている。

第2次産業の就業者は、建設業が殆どを占め、昭和55年までは、下地島空港の建設と本土復帰に伴う社会資本整備のための大型公共投資等で雇用の安定が図られた。昭和60年以降、下地島空港の完成と一応の社会資本の整備が図られたことに伴い、建設業就業者が減少した。平成2年以降は過疎化対策として、道路や農業基盤の整備等が積極的に行われ、一時的ではあるが建設業就業者が増加している。

第3次産業の就業者は、住民の生活水準向上に伴う消費の拡大による卸・小売業や運輸業の伸びと、下地島空港関連従事者の増加等によりサービス業を中心に増加してきている。

表 II-2 産業別人口の動向

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年			
	実数	人	実数	増減率	人	増減率	実数	人	%	実数	増減率	人	%	実数	増減率	人	%	
総 数	4,946	4,224	(△ 722)	△ 14.6%	3,483	(△ 741)	△ 17.5%	2,748	(△ 735)	△ 21.1%	3,324	(576)	3,444	(120)	3,470	(26)	3,268	(△ 202)
第一次産業 人口比率	86.5% (4,277)	80.8% (3,414)	— —	78.1% (2,720)	— —	55.6% (1,529)	— —	49.0% (1,628)	— —	51.1% (1,760)	— —	47.3% (1,641)	— —	41.3% (1,351)	— —	— —	— —	
第二次産業 人口比率	3.6% (180)	6.6% (279)	— —	5.2% (182)	— —	20.5% (563)	— —	19.2% (638)	— —	12.4% (427)	— —	15.7% (545)	— —	20.0% (653)	— —	— —	— —	
第三次産業 人口比率	9.9% (489)	12.6% (531)	— —	16.7% (580)	— —	23.3% (641)	— —	31.7% (1,054)	— —	36.2% (1,248)	— —	36.9% (1,282)	— —	38.6% (1,261)	— —	— —	— —	

資料：国勢調査

表 II-3 産業別、男女別、15歳以上就業者

年次 産業別	昭和50年			昭和55年			昭和60年			平成2年			平成7年			
	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比
総数	1,994	754	2,748	100%	2,297	1,027	3,324	100%	2,168	1,276	3,444	100%	2,050	1,420	3,470	100%
第1次産業	1,152	377	1,529	55.6%	1,113	515	1,628	49.0%	1,121	639	1,760	51.1%	912	729	1,641	47.3%
農業	509	375	884	32.2%	393	511	904	27.2%	606	635	1,241	36.0%	580	703	1,283	37.0%
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	643	2	645	23.4%	720	4	724	21.8%	515	4	519	15.1%	332	26	358	10.3%
第2次産業	485	78	563	20.5%	589	49	638	19.2%	380	47	427	12.4%	485	60	545	15.7%
鉱業	6	-	6	0.2%	7	1	8	0.2%	-	-	-	-	4	-	4	0.1%
建設業	418	68	486	17.7%	484	23	507	15.3%	314	21	335	9.7%	397	32	429	12.4%
製造業	61	10	71	2.6%	98	25	123	3.7%	66	26	92	2.7%	84	28	112	3.2%
第3次産業	345	296	641	23.3%	592	462	1,054	31.7%	663	585	1,248	36.2%	652	630	1,282	36.9%
卸・小売業	65	169	234	8.5%	103	213	316	9.5%	106	223	329	9.6%	93	245	338	9.7%
金融・保健	1	5	6	0.2%	4	7	11	0.3%	5	17	22	0.6%	4	19	23	0.7%
運輸・通信	75	4	79	2.9%	165	21	186	5.6%	190	52	242	7.0%	181	43	224	6.5%
電気・水道	8	1	9	0.3%	10	2	12	0.4%	9	7	16	0.5%	6	1	7	0.2%
サービス業	73	90	163	6.0%	117	142	259	7.8%	136	192	328	9.5%	161	248	409	11.8%
公務	123	27	150	5.5%	193	77	270	8.1%	217	94	311	9.0%	207	74	281	8.0%
分類不能	12	3	15	0.5%	3	1	4	0.1%	4	5	9	0.3%	1	1	2	0.1%
													3	-	3	0.1%

資料:「国勢調査」

## 2 伊良部町を取り巻く環境

### (1) 上位計画における位置付け

下地島の土地利用を検討するに当たって、第3次沖縄振興開発計画、第3次沖縄県離島振興計画、第3次沖縄県国土利用計画及び国際都市形成基本計画等の上位計画で、どのように位置付けられているかを勘案し、見直し計画に反映させる必要がある。それぞれの上位計画における位置付けをみると、次のとおりとなっている。

#### ① 第3次沖縄振興開発計画における宮古圏域の開発方向

本圏域については、美しい海浜景観やトライアスロン等のスポーツイベント等を活用した個性ある地域づくりを図ることを基本に、地域特性を生かした農業、水産業の一層の振興を図るとともに、海浜リゾートの形成等長期滞在型の観光・リゾート地域としての開発を進める。

このため、観光・リゾートについては、地域本来の自然景観に加え、宮古島と周辺離島間の交通網の整備を契機に、周辺環境の整備を一体的に進めることにより新たな景観の創出を図るなど観光資源の開発を促進する。あわせて、トライアスロン大会等イベントの開催とそれらと相乗効果を高める観光レクリエーションの場の整備等魅力ある観光地づくりに努める。

また、下地島空港の活用及びその周辺公有地の有効利用を促進する。

#### ② 第3次沖縄県離島振興計画における宮古圏域の振興方策

本圏域については、美しい海浜景観やトライアスロン等のスポーツイベント等を生かした個性ある地域づくりを図ることを基本に、地域特性を生かした農業、水産業

の一層の振興を図るとともに、海浜リゾートの形成等、長期滞在型の観光・リゾート地域としての開発を進める。また、交通・通信体系の整備をはじめ、生活環境施設の整備、環境緑地化を積極的に進め、個性的で活力のある広域生活圏の形成を図る。

このため、観光・リゾートについては、宮古島と周辺離島の環境整備を一体的に進めることにより、地域本来の自然景観に付加価値をもたらせるなど観光資源の開発を促進する。また、圏域の中心である平良港地区を本圏域における観光・リゾート地域として位置付け、周辺市街地との一体的整備を図りつつコースタルリゾートプロジェクトを推進するとともに、それに対応した宿泊施設等の整備を促進する。あわせて、平坦な地形を生かしたフィールドスポーツ・レクリエーション活動のための施設整備を図り、トライアスロン大会等イベントの開催との相乗効果を高めるなど、魅力ある観光地づくりに努める。

また、下地島空港の活用及びその周辺公有地の有効利用を促進する。

### ③ 第3次沖縄県国土利用計画における宮古圏域の概要

本地域は、伝統文化の継承発展と並行して、緑地の確保等自然環境の保全を図りつつ、地域特性を生かし多様なニーズに対応する農林漁業を展開するとともに、余暇需要へ対応する観光・リゾート地域を形成し、自然環境、エネルギー、産業等が総合的に循環する21世紀型島嶼モデルとして、「国際エコ・アイランド交流圏」の形成が期待される。

そのため、農林水産業振興のための条件整備をはじめ、森林の保続培養、核となる市街地の整備、道路、空港、港湾、上下水道及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設、観光・リゾート及びレクリエーション施設の整備拡充が必要とされる。

#### ④ 國際都市形成基本計画における宮古圏域の開発整備の 基本方向

##### ア 都市構造の在り方

- (ア) 平良市の拠点機能の充実と下地島空港の活用・伊良部架橋の整備等による島しょ型ネットワーク都市圏の形成

宮古圏の拠点都市平良市の中心市街地は、国際交流機能、商業機能、情報発信機能、研究開発機能等の高次都市機能の集積を高め、既存都市機能の更新を図り、宮古圏域の中核地区として整備する。また、平良市と伊良部島を結ぶ伊良部架橋の整備をはじめ、平良港、宮古空港の整備拡充、各島内に基幹道路網の整備促進、空路・航路等の離島間交通網の強化、情報通信網の高度化等をとおして、平良市を中心とする圏域内の交通・情報通信ネットワークの強化を図る。さらに、国際化の中で先島唯一の3,000m級滑走路を有する下地島空港の戦略的活用と空港周辺部の国際リゾートコンベンション地区としての機能整備をとおして、中国・台湾をはじめとするアジア各国とのネットワーク機能を強化し、国際的な島しょ型ネットワーク都市圏を形成する。

- (イ) 「島しょ型開発技術交流拠点」「宮古エコリゾート拠点」の形成

国際都市 OKINAWA の形成に当たり、宮古圏においては、圏域の特性、既存集積機能等を活用しながら、県内外、国外との多様で重層的な交流関係を築き、自立ネットワーク型県土構造を実現するため、「島しょ型開発技術交流拠点」と「宮古エコリゾート拠点」の2つの拠点を整備する。

##### ⑤ 「島しょ型開発技術交流拠点」

宮古島東部の島しょ型農業開発地区や平良市のゼロエミッションセンター、伝統技術（織物）振

興センターなどを中心に、島々の豊かな亜熱帯自然環境と地域の伝統文化・技術を基盤に、地下ダムや太陽光・風力発電等のエコエネルギーなどの既存の島しょ型研究開発の実績を生かし、環境負荷の少ない総合的な島しょ型の開発モデルの拠点として、島しょ型開発技術交流拠点を形成する。

また、南方かつお技術交流等の国際貢献の実績を生かし、ソロモン諸島等太平洋島しょ国を中心とした国際貢献、国際交流を継続する。

#### ④ 「宮古エコリゾート拠点」

健康・長寿地域として知られている宮古圏の特性を生かし、スポーツ、健康、宮古島南西部の国際クアリゾート地区、平良市周辺の国際スポーツリゾート地区、下地島空港周辺の国際コンベンションリゾート地区等を中心に、健康・長寿の伝統と亜熱帯海洋性気候の優れた自然環境、国際スポーツイベント等をとおして、国際的な島しょ型保養リゾート地を形成する。

### イ 土地利用のあり方

#### (ア) 伊良部島・下地島

下地島の下地島空港周辺地区には、国際拠点空港と隣接する国際コンベンション地区として、物流機能、情報通信機能、国際コンベンション・リゾート機能等の集積を図る。伊良部島は、緑地・農地・集落を含む生態系全体の復元・保全に努めるとともに、リーフ・イノー・保安林等で構成される海岸線の保全を図る。

#### (2) 伊良部町総合計画における位置付け

伊良部町の産業は、水産業と農業を中心である。水産業は、以前の南方かつお漁業に代わり、近海漁業が主流となってきた。今後は、つくる漁業、観光漁業等の充実を

図ることにしている。

農業に関しては、基盤整備を進め、生産性の向上を図る必要がある。

また、観光業に関しては、観光基盤を確立し、宮古島との観光ネットワークを強化するとともに、下地島リゾート開発を推進する。

### III 下地島土地利用基本計画の見直しについて

#### 1 見直しの必要性

##### (1) 経済・社会環境の変化への対応

県では、沖縄振興開発政策の経緯と今日の沖縄の社会的現状及び国際的な社会、経済環境の変化を展望し、概ね20年後を構想した「平和」「共生」「自立」を基本理念とする21世紀に向けた新しいグランドデザインとして「国際都市形成構想」を平成8年11月に策定した。また、その具現化に向けた具体的推進方策と枠組みを示した「国際都市形成基本計画」を策定し、下地島の土地利用の在り方についても規定しているところである。

今後、下地島の土地利用に当たっては、それらとの整合性を図っていく必要がある。

##### (2) 過疎化・高齢化の進展への対応

宮古圏域は、過疎化・高齢化が進み、地域の活性化、産業の振興を図るに当たって大きな隘路となっている。

特に伊良部町は、過疎化・高齢化が急速に進展し、平成9年4月に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域に指定されたところである。このため、手つかずの状態にある空港周辺公有地を活用することにより、若者の定住を促進し、伊良部町の活性化を図っていく必要がある。

### (3) 伊良部町における新たな利用計画

下地島空港周辺公有地の有効活用は、伊良部町にとって若者の定住を促進し、町の振興を図る上で最重要課題となっている。一方、その所有状況をみると、町有地と県有地が混在し、土地の有効利用及び効率的な管理にも支障をきたしている状況にある。

このため、町有地等を活用し雇用の場を創出できる事業を導入することにより、若者の定住を促進することにしており、「伊良部町過疎地域活性化計画」にも位置付けて取り組んでいるところである。

計画の概要は次のとおりである。

名 称	面 積
マリンレジャー施設設備	9.7ha
民宿村・キャンプ場・自然観察公園	31.6ha
パブリックゴルフ場	33.8ha

## 2 基本方針

下地島には、3,000mの滑走路を有する空港があることから、広大な県有地を中心とした周辺公有地の有効利用を図るためにには、この空港の機能を生かすことが肝要である。

空港は、人、物、情報等を高速・定時に運ぶ機能があり、広域的な市場を対象とした産業の振興を図ることが可能である。

下地島空港残地の土地利用に当たっては、こうした空港機能との連携を図りつつ、地域の特性を生かして大都市圏等を対象としたリゾート型の観光の振興を基本とし、あわせて、下地島の自然的、社会的条件を活用した航空及び海洋関連等の土地利用を図る。

さらに、それぞれの利用区分に応じた事業導入に際しては、

自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性と創意工夫を加味しながら民間活力を中心に導入を図り、県土の均衡ある発展に資することを基本方針とする。

また、この基本計画は、下地島の土地利用に当たっての指針的な役割を果たすものであり、具体的な事業導入に際しては、事業主体において「森林法」等土地利用関係法令との調整を図りつつ、計画を策定していくものとする。

### 3 宮古圏域における伊良部町の位置付け

宮古圏域の振興については、「沖縄振興開発計画」「沖縄県離島振興計画」等に基づく諸施策の積極的な推進により、各種産業基盤をはじめ、生活環境施設等が整備され、交通の利便性は向上し、居住環境等も改善されてきている。

しかし、圏域発展の担い手となる若者層の島外への流出が著しく、圏域の過疎化と高齢化を招いており、地域活力の低下が懸念されている。

このため、下地島空港の周辺公有地の有効利用を促進することは、圏域の主な産業である農業・水産業の振興、地場産業の育成、特産物の開発、及び観光関連産業の振興に大きく寄与するものと期待できる。

また、21世紀・沖縄のグランドデザインとなる「国際都市形成基本計画」の中でも、下地島空港周辺公有地の活用は、下地島空港の国際空港としての活用と併せて、宮古圏域の経済及び産業活動の活発化等地域活性化に大きく貢献すると位置付けているところである。

## 4 土地利用計画

### (1) 土地利用区分

以上のことと踏まえ、次のような利用区分により、下地島空港周辺公有地の有効利用を図ることとする。

#### ① 農業的利用

伊良部町は、さとうきびを中心とする農業と沿岸かつお、まぐろ漁を中心とした漁業を基幹産業としている。しかし、近年は人口の減少や経営体質の脆弱さから衰退の途にある。

第1次産業の振興は、伊良部町の産業振興の大きな課題である。

下地島の農業的利用については、周辺の土地利用との整合を勘案しつつ観光農園等の振興を図る。

#### ② 観光的利用

伊良部町は、観光的利用の側面から優れた自然条件を備えている。特異な海岸線、美しい砂浜、きれいな海、豊かな漁場など、観光及びリゾート開発の適地に恵まれている。特に、海浜は、海水浴場、釣り、ボート等の海のレジャーや海上スポーツに適しており、既に、一部で、このような利用が展開されている。

観光関連用地においては自然条件を生かし、これら施設等の補完拡充を図りつつ娯楽、保養施設、研修施設等の整備及び下地島空港の持つ機能を活用することにより長期滞在型海浜リゾート地の形成を図る等観光関連の相乗効果が發揮できる土地利用を図る。

#### ③ スポーツコミュニティー的利用

下地島は、南側に美しい海岸線があり、太平洋や東シナ海を遠望することができ、併せて温暖な気候となって

いることから観光リゾート・スポーツレクレーションとして、非常に優れた自然条件を有している。

一方、伊良部町は離島という特性から、町民が利用できる余暇施設に乏しい状況にある。

スポーツコミュニティー関連用地については、下地島のもつ自立的、地理的条件を生かして長期避寒保養地、町民の交流拠点としての土地利用を図る。

#### ④ 国際都市的利用

「国際都市形成基本計画」の中で提唱されている国際コンベンション施設用地として、下地島空港を活用した国際的な人、物、情報の集約的活用区域としての土地利用を図る。

#### ⑤ 航空関連利用

下地島空港は、我が国における大型ジェット機乗員訓練を行える唯一の空港として活用するとともに、飛行場用地として告示された区域の一部については、航空関連としての土地利用を図る。

#### ⑥ 緑化関連利用

下地島は地形が平坦にして低く、保水力に乏しいことから、台風、干ばつ、潮害など自然災害を受けやすい。そのため、海岸沿いに緑地帯を造成し、防風・防潮機能や保水力の強化が図れるよう整備が必要である。

#### ⑦ 自然環境保全区域

伊良部町は、ほぼ全域が県立自然公園に指定され、特に、下地島空港西側は、「通り池」に代表されるような優れた景勝地になっている。

このため、この一帯を今後とも開発を保留し、自然環境を保全していく。

## (2) 土地利用計画のゾーニング

上記のような土地利用の考え方に基づき、下地島を概ね次のようにゾーニングする（別紙全体計画図）。

なお、このゾーニングは、土地利用に当たっての指針的な役割を果たすものであり、具体的な事業導入に際しては、それぞれの事業主体において、「森林法」等土地利用関係法令との調整を図りつつ、計画を策定していくものとする。この場合、基本方針に反しない限りにおいて、必要に応じ土地利用ゾーンの面積を相互に調整できるものとする。

### ① 農業的利用ゾーン 計画面積：概ね 85ha

農業的利用計画の範囲内は空港用地の南側区域及びリゾート開発区域の北西側について活用を図る。

### ② 観光リゾートゾーン 計画面積：概ね 133ha

観光・スポーツリゾートゾーンの利用計画区域は、下地島南側一体と入江について活用を図る。

### ③ スポーツコミュニティーゾーン

計画面積：概ね 75ha

伊良部島と下地島間の入江に隣接して長期避寒保養地及び町民の余暇交流拠点として活用を図る。

### ④ 國際都市活用ゾーン 計画面積：概ね 80ha

下地島中央部を「国際都市形成基本計画」に基づく国際都市的な活用を図る。

### ⑤ 空港及び航空関連ゾーン 計画面積：概ね 375ha

空港用地及び航空関連用地の計画範囲は運輸省告示面積及びさしばの里として活用を図る。

⑥ 緑化関連ゾーン 計画面積：概ね 135ha  
緑化関連用地の利用計画範囲は、空港西側及び南側、  
佐和田の浜に面した一部及び入江部分について活用を図  
る。

⑦ 自然環境保全ゾーン 計画面積：概ね 71ha

合 計：954.0ha

## 5 事業の推進について

この基本計画は、下地島の土地利用に当たっての指針的な役割を果たすもので、それぞれの利用区分に沿った具体的な事業については、民間活力の導入を中心に展開されることになり、企業誘致活動を強力に取り組んでいく必要がある。

また、下地島は954haと広大で、その土地利用も7区分となっていることから庁内に横断的な連絡体制を図りながら進行管理していく必要がある。

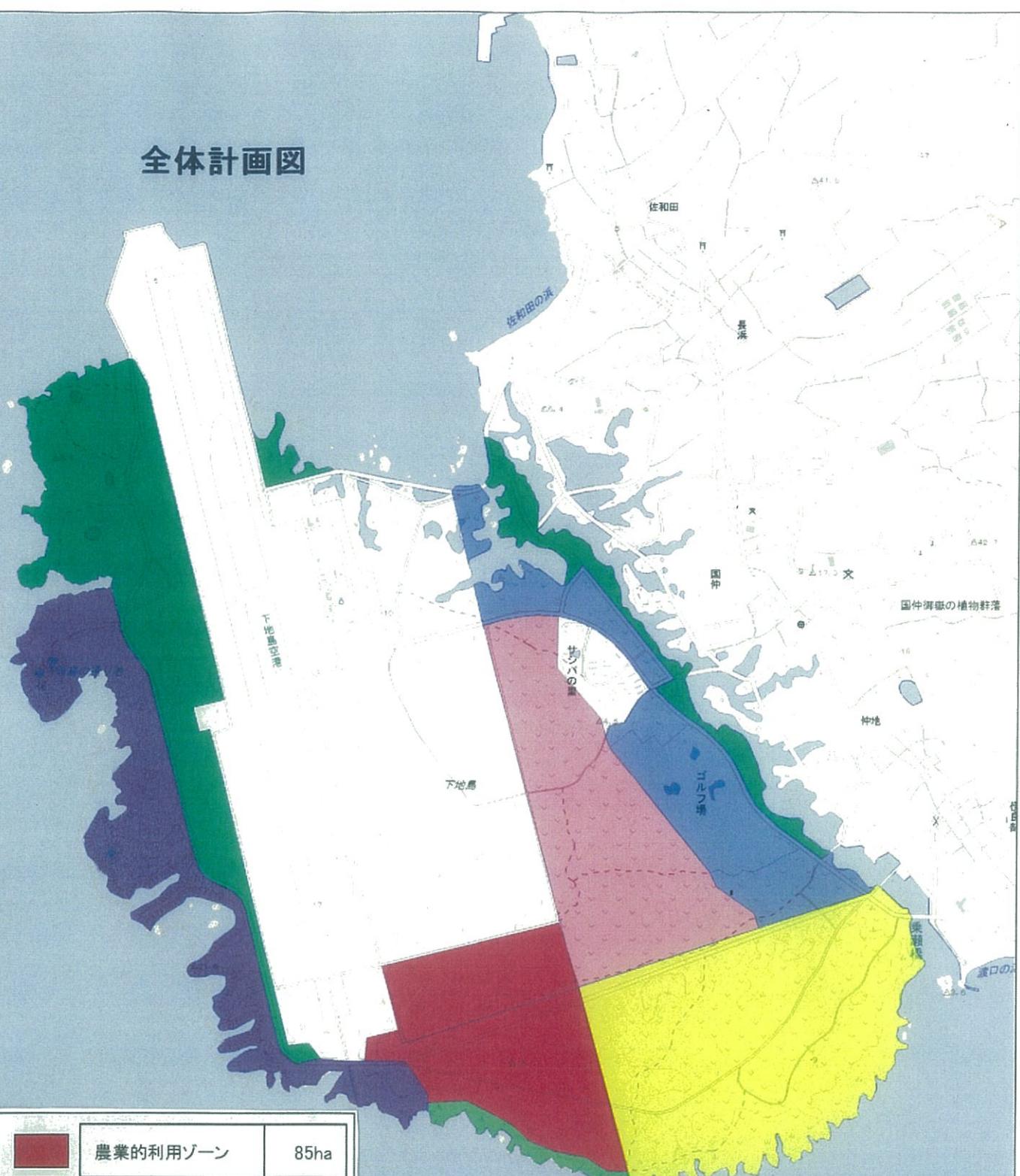
### 〈参考〉

平成元年7月21日 「下地島土地利用基本計画」策定

平成10年3月31日 第一次改訂

平成24年2月20日 土地利用ゾーンの面積を相互調整

## 全体計画図



農業的利用ゾーン	85ha
観光リゾートゾーン	133ha
スポーツ コミュニティーゾーン	75ha
国際都市活用ゾーン	80ha
空港及び航空関連 ゾーン	375ha
緑化関連ゾーン	135ha
自然環境保全ゾーン	71ha
合計	954ha

平成24年2月20日  
庁内共用地図情報システム  
(沖縄県企画部情報政策課電子県庁推進班)

1000m 電子国土